

# 電子取引に関する規程

(エイチ・エス・フューチャーズ株式会社 ホームトレード「浪漫飛行」規程)

## 【趣旨】

第1条 本規程は、お客様(以下「委託者」)がエイチ・エス・フューチャーズ株式会社(以下「当社」)のホームトレードシステム(以下「本システム」)を利用して行う商品先物取引の取引注文及び委託手数料等に関する取決めであり、委託者は本システムを利用するにあたって以下の条項に同意する。

## 【法令等の遵守】

第2条 本システムの利用にあたり、委託者及び当社は、商品先物取引に係る諸法令及び各商品取引所が定める受託契約準則(以下「準則」)並びに諸規程を遵守する。

## 【取引の承諾】

第3条 委託者は、委託者が委託のガイド、準則及び本規程を熟読し知し、その内容について同意した上で、当社所定の申込書に必要事項を記載して申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に限り、本システムを利用できる。

- 2 委託者は、前項の申込みを行う場合、同時にロスカット制度利用特約の利用申込みができる。ただし、当社は、前項の承諾に係る審査において、委託者の申込み内容により委託者にロスカット制度利用特約の利用申込みを求め、委託者が当該求めに応じた場合に限り、本システムの利用を承諾することがある。
- 3 委託者が当社ホームページ上から委託契約を申込み場合、当社は、審査を行い、本人確認完了後に、当該委託者に電子メールにて承諾又は非承諾を通知する。
- 4 前項の承諾通知において特に締結日を定めた場合を除き、当社がこの通知を発信した日を締結日とする。
- 5 当社は、第1項の承諾を行わない場合、その理由を開示しない。
- 6 委託者が開設できる口座は一口座とする。但し、異名義による申込みで、その実質的な申込者が既存の委託者又は他の申込者と同一であると当社が判断した場合は、当社は、当該申込みの一部又は全部を承諾しない。

## 【本システムの利用】

第4条 委託者は、当社が委託者に対し、ユーザーID及びパスワードを発行したときより本システムを利用できる。但し、当社が本システムの利用を承諾した後、1年を過ぎても委託者により、取引証拠金の入金がなされなかった場合、当社は、当該利用申込は取消されたものとみなす。

2 ユーザーID及びパスワードは、委託者本人のみが使用でき、他人に貸与若しくは譲渡することはできない。

## 【本システムのサービス】

第5条 当社は、委託者に対し、各銘柄の商品先物取引及びオプション取引の売買注文等に係る情報を、当社が定めた範囲内において提供する。但し、当社は、委託者に事前に通知することなく、サービス内容を変更する場合がある。

## 【機器及び回線】

第6条 委託者は、端末機、モデムと利用回線及びインターネット接続会社(プロバイダ)との契約を委託者の責任において準備する。

## 【利用時間】

第7条 委託者が本システムを利用できる時間は、当社が定める時間とする。但し、当社は、委託者に事前に通知することなく、利用時間を変更する場合がある。

## 【取引の種類】

第8条 委託者が本システムを利用して売買注文を委託できる取引は、次の各号に掲げる取引とする。

- (1) 現物先物取引
- (2) 指数先物取引
- (3) 現金決済先物取引

## 【取引銘柄】

第9条 委託者が本システムを利用して取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とする。但し、商品取引所が売買を規制している銘柄については、当社は、委託者に事前に通知することなく、銘柄を変更する場合がある。

## 【売買数量】

第10条 委託者が本システムを利用して当社へ委託できる売買の数量は、当社が委託者より差し入れ又は預託を受けている取引証拠金の範囲内かつ取引所が定める建玉制限の範囲内とする。

## 【委託手数料の額】

第11条 委託者が本システムを利用して行う売買注文に係る委託手数料の額は、当社が定める額とする。

- 2 委託者がシステムの障害等により特定の機器を使用せず、電話等で行った売買注文に係る委託手数料の額は、当社が定める額とする。
- 3 本規程第20条、第21条第2項及び第24条第2項、及びロスカット制度利用特約による建玉の処分により執行された売買に係る委託手数料の額は、当社が定める額とする。
- 4 委託手数料の徴収時期は、前3項の規定によるいずれの場合も、決済注文が約定した時点とし、当社は、新規及び決済往復分の委託手数料を徴収する。

## 【注文の受付】

第12条 委託者が本システムを利用して当社へ委託した売買注文は、委託者が注文内容を入力後、当社がその注文内容を受信した時点で注文の受付とする。

- 2 本システムを利用した場節商いの売買注文は、注文限月の値段決定をもって締切とする。但し、締切直前に送信された注文が、当社受付時点で既に値段が決定していた為に未約定となった場合、有効期限の範囲内で次節に繰越とする。
- 3 本システムを利用したザラバ仕法の売買注文は、立会終了をもって締切とする。但し、締切直前に送信された注文が、取引所受付時点で既に立会が終了していた場合、有効期限の範囲内で次の立会に繰越とする。

## 【注文の有効期限】

第13条 委託者が本システムを利用して当社へ委託した売買注文の有効期限は、当社が注文を受け付けたとき以降、商品取引所で立会いが行われる時間内で、委託者が指定した有効期限の開始時より委託者が指定した有効期限の終了時(当日を含め最長5営業日最終場節)までとする。但し、ANDトレーディングシステムを利用する場合は、その限りではない。

## 【注文の取消、変更】

第14条 委託者が本システムを利用して当社へ委託した売買注文は、未約定の場合に限り、取消することができる。

2 変更の場合は、本システムを利用して変更する売買注文の取消を行った後、新たに売買注文の入力を行う。但し、ANDトレーディングシステムを利用する場合は、その限りではない。

## 【注文の執行及び制限】

第15条 委託者が本システムを利用して当社へ委託した売買注文は、当社が注文を受け付けたとき以降、商品取引所で立会いが行われる時間内で、委託者が指定した有効期限の開始時より執行する。

- 2 委託者の手違いにより成立した売買注文については、当社は一切責任を負わない。
- 3 当社は、売買注文が次の各号のいずれかに該当する場合は、その執行を行わない。また、売買注文を執行しないことにより生じる委託者の損害については、当社はその責任を負わない。
  - (1) 委託者の口座に取引証拠金が不足する場合。但し、決済注文の場合は除く。(立会中の現在値による仮値洗い計算により取引証拠金の発生が見込まれる場合、当社は、当該委託者の取引口座における当該取引証拠金に相当する金額を証拠金余剰額から控除して取引証拠金の不足計算を行う)
  - (2) 委託者の売買注文の内容が法令規則等に反し、当社が不適当と判断した場合
  - (3) 当月限納会日の最初の約定値段決定時又は最終節など納会場節における新規売買注文

#### (4)投資可能資金額を超過する新規売買注文

##### 【注文の照会】

第16条 委託者が本システムを利用して当社へ委託した取引の内容及び約定結果を確認するときは本システムで照会する。

2 本システムを利用して約定した場合、準則第19条第4項に基づき、売買報告書及び売買計算書の発行は省略する。

3 前項の規定は、本規程第20条、第21条第2項及び第24条第2項、又ロスカット制度利用特約による建玉の処分についても省略する。

##### 【取引証拠金の差入れ又は預託】

第17条 委託者が当社に取引を委託する場合は、準則第7条第1項に定める取引証拠金を当社指定の銀行口座に振込入金する。

2 前項の振込に係る振込手数料は委託者の負担とする。但し、クイックチャージを利用して振込入金する場合は、その限りではない。

##### 【有価証券の充用】

第18条 取引証拠金を有価証券で充用する場合は、準則第9条の規定に基づき処理する。

2前項の場合において、委託者は準則第31条第1項但し書きに定める書面を差入れなければならない。

##### 【取引証拠金及び有価証券等の返還】

第19条 委託者は、預り証拠金余剰額の全部又は一部の返還を希望する場合は、本システムの「出金依頼」「代用引出依頼」又は「残高照会回答書」にて依頼する。

2 当社は、前項の依頼について、準則第12条に従い、現金は委託者の指定する銀行口座に振り込み、有価証券は準則第9条第4項に係る振替を行う。但し、現金の振込手数料は当社の負担とする。

3 当社は、当社が第1項の「出金依頼」を受付けた後、出金当日に委託者の預り証拠金余剰額が出金依頼金額に満たなくなった場合には、出金を停止することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、当社は長期に渡って建玉のない状態で預り証拠金を預託している委託者に対し、事前に通知した上で、当該預り証拠金を当該委託者に返還できる。但し、当社は、この場合において、第2項に規定する方法によらない場合がある。

##### 【取引証拠金の請求及び建玉の処分】

第20条 大引終了後、預り証拠金が証拠金預託必要額に対して不足している場合、当社は当該不足が発生している委託者にその旨を通知し、不足額を請求する。

2前項の場合において、委託者は、翌営業日の正午までに当該請求額以上を入金する、又は取引本証拠金額をもって当該請求額以上に相当する枚数の建玉を決済することにより不足額を解消しなければならない。

3 第1項の場合において、当社は、翌営業日における値洗損金額の回復、又は差引益金額の発生により不足額が解消された場合であっても、委託者が前項に定める処置を行っていない場合は、本規程に定める不足額が解消されたとはみなさない。

4翌営業日正午までに第2項に定める処置がなされたことを当社にて確認できなかった場合、当社は、取引本証拠金額をもって不足額に相当する枚数の建玉を委託者の計算において処分する。

5 当社が前項に定める建玉の処分を行なう場合は、事前に委託者に通知し、原則として既存の取引の成立の古い順序に従って処分する。

##### 【納会建玉の処分】

第21条 委託者は、準則第16条第1項に定める受渡しによる決済は行わない。

2 委託者が納会日までに決済していない当月限建玉は、納会日の最初の約定値段決定時又は最終節など納会場節をもって当社が委託者の計算において処分する。

3 東京工業品取引所における取引については、東京工業品取引所準則第15条第4項に定める日時までに指示がない場合は、当日の夜間立会において、当該取引を委託者の計算において処分する。

##### 【証拠金不足による注文の取消】

第22条 当社は、委託者の本規程第13条による有効期限内の新規注文につき、取引所が定める日から適用される取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金、取引本証拠金の変更及び充用価格減額等により証拠金不足が発生する場合、注文の一部又は全部を取消す。

##### 【清算金の請求】

第23条 準則第15条に定める決済の結果、全建玉が無くなった状態かつ無担保状態で、差引損金が残った場合、当社は、委託者に対し当該金額を請求し、委託者は、翌営業日までに当社指定の銀行口座に振込入金する。

2 充用有価証券のみ又は充用有価証券と一部証拠金現金を差入れ又は預託している場合で、差引損金を全額振替できない場合、準則第18条第3項及び第4項に基づき、委託者は当社が指定する日時までに差引損金の残額を入金し、又は有価証券を売却することにより債務を弁済する。

3 前2項の規定において、当社の指定する日時までに請求額の入金当社にて確認できなかった場合、委託者は、入金遅延金額に6%を乗じ365日で除した金額に指定日翌日から入金日までの日数を乗じた金額を遅延損害金として支払う。

4 委託者が当社の指定する日時を過ぎて請求額の入金を行なった場合、当社はその後の当該委託者からの新規売買注文の受託を行わないことがある。

##### 【緊急時の連絡】

第24条 当社は、委託者の取引における緊急時には、本システム画面のメッセージ並びに、電子メール、電報、電話等にて連絡する。

2 当社は、準則第24条に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分された場合には遅滞なく、また、準則第26条第1項、第2項及び第3項に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分される場合には事前に、委託者に対して本システム画面並びに電話等にて通知する。

3 当社の非常時における連絡先は、当社オンライントレード部とする。

##### 【システムの障害】

第25条 当社は、本システムに障害が生じた場合、売買注文の受付、残玉の照会等が可能な場合は、電話等で対応する。但し、夜間取引立会中においては電話等による売買注文は受け付けない。

2 委託者は、委託者の端末に障害が生じた場合は、委託者の責任において障害を取り除かなければならない。

##### 【本システムの利用の制限及び終了】

第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を制限する。

(1)当社から委託者への連絡が継続して取れなくなった場合

(2)当社において委託者の所在が不明となった場合

(3)委託者の本人確認事項に疑義が生じた場合

(4)委託者の利用状況が本規程、準則等に反する恐れがあると当社が判断した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を終了する。

(1)委託者が本システムの中止を申し出た場合

(2)委託者が本規程又は準則等に違反し、当社が本システムの利用の終了を通知した場合

(3)当社が本システムを廃止した場合

(4)委託者の口座残高が無くなり未入金の状態1年を経過した場合

(5)委託者が当社に虚偽の申告又は届出をし、若しくはその事実が判明し、当社が本システムの利用の終了を通知した場合

(6)第1項に定める各号に該当し、制限の解除が不適当であると当社が判断し、当社が本システムの利用の終了を通知した場合

(7)第30条に定める本規程の変更委託者が同意しない場合

3 前項各号に該当しない場合であっても、当社が委託者の本サービス利用は不適当であると判断し、当社が本システムの利用の終了を通知した場合は利用を終了する。

##### 【通知事項及び届出事項の変更】

第27条 本システム契約に係る諸書面の記載事項の中で、委託者についての事項に変更が生じた場合、委託者は速やかに本システムの変更画面又は所定の書面により届出なければならない。また、この届出が遅延したことにより生じた委託者の損害については、当社はその責任を負わない。

2 当社は、前項の規定による委託者の届出の内容等について電子メール、電話及び訪問等により委託者に直接確認する場合がある。

**【免責事項】**

第28条 次の各号のいずれかに該当する事項により委託者に損害が発生した場合、当社はその責任を負わない。

- (1)通信機器、通信回線、コンピュータ等の障害により注文等の受付が不能となった為、又は、約定が遅れた為、損害が発生した場合。
- (2)委託者の端末が障害等(ログインできない)により、本システムを利用できなかった為に損害が発生した場合。
- (3)委託者以外の第三者が当該委託者のユーザーID及びパスワードを使用して本システムで取引を行い、損害が発生した場合。
- (4)委託者の申出により登録した電子メールが不通又は本システム画面等で委託者が通知を見なかった為、損害が発生した場合。
- (5)商品取引所及び関係金融機関の障害、欠陥並びに処理能力の問題等によって損害が発生した場合。
- (6)停電又は天災等による障害で当社が本サービスの提供ができなくなった場合、若しくはその原因により委託者に損害が発生した場合。
- (7)注文画面において、ブラウザ機能の[戻り(←)や送り(→)]、携帯電話機等の機能である[戻り(←)や送り(→)]機能を使用する等の操作によって損害が発生した場合。
- (8)その他、当社の責めに帰すことができない事由による場合。

**【通知の効力】**

第29条 当社は、当社から委託者に対して行われた諸通知が、転居、不在その他委託者の責めに帰すべき事由により、延着し、又は到達しなかった場合、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

**【契約内容の変更】**

第30条 委託者は本規程が法令の変更、監督官庁の指示、その他必要に応じて変更される場合のあることを了承する。

2 当社は、本規程を変更し、委託者の従来の権利を制限し、又は新たな義務を課す場合、委託者に対して遅滞なくその変更された内容を通知する。但し、変更の内容が軽微である場合は、当社ホームページへの掲載に代える場合がある。

3 当社は、前2項の変更について、委託者から所定の期日までに異議の申立てがない場合、委託者が変更に同意したものとみなす。

**【その他】**

第31条 本規程に定めのない事項又は本規程の履行につき疑義を生じた場合は、双方誠意をもって協議し円満解決を図る。

2当社と委託者との裁判上の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社